

## 収支予算書

## 1 収入

項目	収入額	内訳 (単価×数量)
参加者負担金 (参加費)	50,000円	男性10名×2,500円、女性10名×2,500円
寄付金		
小計①	50,000円	
自己負担金		
県補助金	200,000円	
小計②	200,000円	
合計 (①+②)	250,000円	

## 2 支出

費目		支出額	内訳 (単価×数量)
対象経費	報償費		
	旅費		
	使用料・賃借料	50,000円	会場使用料
	会場整備料		
	消耗品費		
	印刷製本費	5,000円	チラシ印刷代 (500部)
	役務費		
	広告宣伝費	45,000円	SNS広告宣伝費
	委託料	100,000円	イベント企画・運営委託 (MC代込み)
	小計③	200,000円	
対象外経費	飲食費	50,000円	2,500円×20名
	景品、お土産購入費		
	小計④	50,000円	
合計⑤ (③+④)		250,000円	

### 3 補助金所要額の計算

支出合計から参加者負担金等を控除した額⑥ (⑤-①)	200,000円
交付要領別表第1に定める対象経費の実支出額 (③)	200,000円
補助対象額⑦ (③と⑥とを比較して少ない額)	200,000円
交付要領別表第2に定める補助率⑧	10/10
補助基準額⑨ (⑦×⑧)	200,000円
交付要領別表第2に定める限度額⑩	200,000円
補助金所要額 (⑨と⑩を比較して少ない額)	200,000円

#### 【備考】

(1) 次に掲げる経費については、原則として対象経費としない。

- ・補助事業者の職員の人件費、旅費
- ・イベント等の参加者の飲食代、宿泊費
- ・イベント等の参加者への景品やお土産等の購入費
- ・備品
- ・その他、補助事業に直接関係のない経費

(2) 参加者から参加費を徴収する場合は、上記の補助対象外経費（飲食代や景品代等）に充当するものとして、適正な額を設定すること。

(3) 補助金所要額については、「支出合計から参加者負担金、寄付金、その他の収入を控除した額」と「交付要領別表第1に定める対象経費の実支出額」とを比較して少ない額に、交付要領別表第2の補助率を乗じて得た額（限度額は別表第2に定めるとおり）とする。

(4) 課税事業者の場合、第8条第2項及び第3項の規定により補助金返還が生じる事を避けるため、補助金の額に影響を及ぼさない範囲であれば、税抜きにより計算することを推奨する。